

〔事業主用〕

令和6年度

「一括有期事業報告書・一括有期事業総括表」の記入要領
(総合コンピューターシステム)

作成するもの

- 1 一括有期事業報告書(2部)
- 2 一括有期事業総括表(2部)

記入手順

- 1 令和5年度中(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に終了した元請工事を抜き出す。
- 2 事業の種類ごとにわけると。
- 3 上記1～2を基にして、工事の開始時期順に一括有期事業報告書を作成する。
- 4 作成した一括有期事業報告書を基にして、一括有期事業総括表を作成する。

※ 一般拠出金は平成19年4月1日以降開始された元請工事を申告納付の対象としています。

一括有期事業総括表の記入の際は、申告漏れのないようご注意ください。

注意事項

★元請工事がない場合、提出の必要はありません。

★請負金額について

平成27年4月1日以降開始された工事は、消費税抜きの金額です。

平成25年10月1日～平成27年3月31日に開始された工事は、消費税込みの金額に $100/108$ を乗じた額です。

平成27年3月31日以前に開始された工事で、令和元年10月1日以降の消費税10%に伴い、平成31年4月1日以降に契約変更により請負金額が増額された場合は、計算方法が異なります。詳細は労働保険徴収課へお問い合わせください。

記入例

- | | |
|---------------------------------|---------|
| 1 請負金額により保険料を算定する場合 | 2 ページ参照 |
| 2 支払賃金により保険料を算定する場合 | 2 ページ参照 |
| 3 事業の種類が複数ある場合 | 4 ページ参照 |
| 4 「機械装置の組立て又は据付けの事業」(36業種)がある場合 | 5 ページ参照 |
| 5 「特別加入者」欄の記入方法 | 6 ページ参照 |

一括有期事業報告書

記入例1 請負金額により保険料を算定する場合

※事業の種類は7ページの「労災保険率適用業種の分類」を参照すること。

令和5年度中(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に終了した元請工事を記入する。

消費税込みの金額(平成27年3月31日までに開始された工事)

支給資材等の損料相当額

※事業の種類がわかるよう記入する。

請負金額が500万円未満の工事は○〇工事外○件と記入して差し支えない。
ただし、事業の種類が同じもの同士を合算するとともに、外○件の内訳を事業場において明らかにしておくこと。

労務保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳				労務費率	賃金総額
34101991995006							請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間										
福永ハイテク電気設備工事	広島市南区△△-△-△	5年11月1日から	5年3月31日まで	11,800,000	0	0	11,800,000	22	385,000			
山形ビル増築工事8件	広島市安佐南区△△-△-△	5年4月1日から	5年3月31日まで	500,000	0	0	500,000	23	115,000			
計				1,750,000	0	0	1,750,000		385,000			
				500,000			500,000		115,000			

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

5年 6月7日

広島 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 住所 広島市中区上八丁番6-30
労働建設社
氏名 代表取締役 厚生一郎

事業の種類のうち、「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」のみ、機械装置の代金を控除できる。

(消費税込みの金額) × 105/108

消費税抜きの金額 (1127.4.1以降開始された工事)

記入例2 支払賃金により保険料を算定する工事が含まれている場合

労務保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	請負金額の内訳				労務費率	賃金総額
34101991995006							請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負金額		
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間										
城北地区下水管埋設工事	広島市中区城北	5年9月1日から	5年11月16日まで	38,500,000	0	0	38,500,000	24	9,240,000			
国道5号線道路改修工事	広島市西区	5年10月25日から	5年12月29日まで	18,669,400	0	0	18,669,400	24	4,480,656			
安東町配水管増設工事	広島市安佐南区安東	5年5月1日から	5年9月17日まで	22,800,000	0	0	22,800,000	支払賃金	4,550,000			
計				79,969,400	0	0	79,969,400		18,270,656			

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

「支払賃金」と記入する。

一括有期事業総括表

業種ごとに作成した一括有期事業報告書の請負金額、賃金総額を転記し、保険料を算出する。

総務課式第9号
住所 〒730-2528
広島市中区上八丁 6-20
事業種別 株式会社 岩瀬建設
事業主名 代表取締役 岩瀬太郎
TEL 082-267-9246

労働保険等 一括有期事業総括表
算定基礎賃金等の報告書
労働保険等 別表 延べ労働者数 延べ賃金 延べ労働日数
24 / 10 / 9 / 23045678

業種番号	事業の種類	1.請負金額 円	2.賃金総額 円	3.労働者 人数	4.労働日数 日	5.保険料等 円
31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	18	80	20	20	
32	道路新設事業	19	80	20	20	
33	舗装工事	18	80	20	20	
34	鉄道又は軌道 敷設事業	17	80	20	20	
35	緑地事業	17	80	20	20	
36	既設建築物設備 工事	500,000	205	15	15	1,225
	補修工事 （延べ賃金）	500,000	125	12	12	1,225
	その他の 事業					
	計		18,270	15	15	2,240.50
	特別加入者		18,270	15	15	2,240.50
	保険料計					4,275
	一般拠出金		18,270	0.00		225

令和5年度中の べ使用労働者数 / 所定労働日数

主たる事業（工事）内容を記入する。

1～4のいずれかに○印をつける。
原則として、委託解除以外は「1前年度と同額」に○印をつける。
「2前年度と変わる」は、令和5年度と比較して見込額が2分の1未満、2倍を超える場合に○印をつけ、見込まれる賃金総額を記入する。
「4委託解除拠出金納付済」は、3の「委託解除」に該当する場合で、年度途中で令和5年度の元請工事にかかる拠出金を既に納付済の場合に○印をつける。

「1一括納付」、「2分納」のいずれか希望する方に○印をつける。

特別加入者がいる場合は記入する。
詳細は6ページ参照

令和6年5月10日
株式会社 岩瀬建設
代表取締役 岩瀬太郎
作成者氏名 岩瀬 町子

請負金額により保険料を算定する場合、請負金額、賃金総額の両方を記入する。

支払賃金により保険料を算定する工事が含まれる場合は、請負金額は記入せず、賃金総額から記入する。

工事開始時期ごとに①～④のグループにわけ、それぞれの請負金額を記載する。

元請工事のある業種番号に○印をつける。

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」
①平成30年4月1日から令和3年1月31日までに開始した工事について
◆賃金で算定した工事については、「労務費率」欄は空欄、「労災保険率等」欄は「62」
◆労務費率で算定した工事については、「労務費率」欄は「18」、「労災保険率等」欄は「64」として、それぞれを別々にご記入ください。
②令和3年4月1日以降に開始した工事については、労務費率「19」、労災保険率等「62」となっています。

記入例3 事業の種類が複数ある場合

★一括有期事業報告書は事業の種類ごとにわけて作成する。

1 工事の請負金額が500万円未満の工事は「外〇件」と合算できますが、事業の種類が違う場合は合算できません。

一括有期事業報告書（建設の事業）

労働保険番号	所管庁舎	業種	基幹番号	事業号	請負金額の内訳				労務費率	資金総額				
					請負代金の額	請負代金に加算する額	請負代金から控除する額	請負金額						
3410101090005003					円	円	円	円	%	円				
事業の名称					事業場の所在地					事業の期間				
電力プラザ 電話配線設備工事 外4件					佐賀市東本町 外4件					5年8月15日から 5年7月25日まで				
										年月日から 年月日まで				
計					1,600,000	0	0	1,600,000	23	368,000				

外4件の工事と同じ業種でないと合算できません。

一括有期事業報告書（建設の事業）

労働保険番号	所管庁舎	業種	基幹番号	事業号	請負金額の内訳				労務費率	資金総額				
					請負代金の額	請負代金に加算する額	請負代金から控除する額	請負金額						
3410101090005003					円	円	円	円	%	円				
事業の名称					事業場の所在地					事業の期間				
工セメント地下排水施設工事 （外3件）					佐賀県津久井町 外3件					5年5月1日から 5年5月15日まで				
										年月日から 年月日まで				
浄水施設浄化槽修理工事 外3件					佐賀市東延福区 上宮1-2-3 外3件					5年10月1日から 5年12月25日まで				
										年月日から 年月日まで				
計					27,000,000	500,000	0	27,500,000	24	6,600,000				

外3件の工事と同じ業種でないと合算できません。

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

総務課式第2号

住所 〒987-6543
 九州市東区皆実町1-2-△△
 事業場名 株式会社 皆実町総合建設
 事業主名 皆実町一社 限

労働保険等 一括有期事業総括表
 算定基礎資金等の報告

労働保険番号
 34101990005005
 事業組合名 皆実町労働者組合 本郷地区事務協会

事業場TEL: TEL: 082-987-6543

事業番号	事業の種類	開始 年月日	1. 請負金額		労務費率	2. 資金総額		労務費率	労働者数	保険料等	1. 一括有期 事業報告書 2 枚出付
			円	%		円	%				
31	水力発電施設 不備等修繕 事業	①			18			89			1. 労務費率 5
		②			18			69			
		③			19			79			
		④			19			62			
32	道路新設事業	①			20			16			2. 事業の概要 3703
		②			20			16			
		③			20			11			
		④			19			11			
33	舗装工事	①			18			10			3. 前年度資金見込額 ① 前年度と同額 ② 前年度と異なる
		②			18			10			
		③			18			9			
		④			17			9			
34	鉄道又は軌道 新設事業	①			23			17			4. 委託期間年月日 5. 委託期間開始日
		②			23			17			
		③			25			9.5			
		④			24			9			
35	建築事業	①			21			13			7. 契約の申請 ① 一括納付 ② 分割納付
		②			21			13			
		③			23			11			
		④			23			9.5			
36	既設建築物設 備工事	①			22			15			8. 開始時期 ①C 平成24年4月1日～ 平成25年9月30日 ②B 平成25年10月1日～ 平成27年3月31日 ③A 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 ④ 平成30年4月1日～
		②			22			15			
		③			23			15			
		④			23			12			
37	その他の建設 事業	①			36			7.5			9. 特別加入者・保険料 算定基礎額の内
		②			36			7.5			
		③			40			6.5			
		④			38			6.5			
計			27,500,000	500,000	24	6,600,000	15	103,416		60.010	
特別加入者											
保険料計											
一般拠出金											

記入例4 「機械装置の組立て又は据付けの事業」(36業種)がある場合

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険
一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主 様

労働保険番号	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳				労働費率	資金総額
			請負代金の額	請負代金に加算する額	請負代金から控除する額	請負金額		
J4101951905012	広島市中区上八丁	5年7月3日から 6年11月5日まで	54,000,000	0	12,000,000	36,000,000	38	73,680,000
計			54,000,000	0	12,000,000	36,000,000	38	73,680,000

前年度中(連絡関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

請負代金に機械装置の価格が含まれている場合にはその価格を記入する。

総括表には「請負金額」を記入してください。

様式第8号

住所 〒723-0002
広島市中区楠木町1-2-XX
事業場名 楠木設備工業株式会社
事業主名 楠木芳樹 殿

労働保険等 一括有期事業総括表
算定基礎資金等の報告

労働保険番号

J41019919051012

事業場名 労働保険事務組合 中国地区事務協会

事業場TEL:

TEL: 082-120-9876

業種番号	事業の種類	1.請負金額	2.資金総額	3.労働費率	4.保険料等	5.特別加入者
31	水力発電施設等設置新設事業	18	89	89		
32	道路新設事業	19	16	16		
33	建築工事業	20	11	11		
34	鉄道又は軌道新設事業	23	17	17		
35	建築事業	21	13	13		
36	既設建築物設備工事業	22	15	15		
37	機械装置の組立て又は据付けの事業	36	65	65		
計		146,000,000	13,680	38	88,920	84,000

記入例5 「特別加入者」欄の記入方法

No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数 確定月数	希望する基礎日額	No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数 確定月数	希望する基礎日額
01	広島 市郎	20,000円		20,000円	02	広島 健太	16,000円		18,000円
03	基町 太郎	10,000円	7/12	10,000円	04	立町 次郎	8,000円	6/0	0円
05	白島 三郎	6,000円	12/0	0円	06	牛田 四郎			5,000円

01 給付基礎日額を変更しない場合

02 給付基礎日額の変更

03 月割を適用（中途加入）

「適用月数」の「確定」欄は、承認された月から3月までの月数を記入する。
（例 令和5年9月5日に特別加入承認……7ヵ月）

04 月割を適用（中途脱退）

「適用月数」の「確定」欄は、4月から承認された月までの月数を記入する。
（例 令和5年9月5日に特別加入脱退……6ヵ月）

05 令和5年度末（令和6年3月）で脱退

06 令和6年度（令和6年4月）から新規加入

● 特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	特例による1/12の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

給付基礎日額は、収入の実態に見合った金額とすることになっています。

労災保険率適用業種の分類

● 建設事業の分類

31 水力発電施設、ずい道等新設事業

水力発電施設新設事業、高えん堤新設事業、ずい道等新設事業。

32 道路新設事業

道路の新設事業及び道路の改築事業（路幅の拡張又は路線変更）並びにこれらに付帯して行われる事業。

33 舗装工事業

道路、広場等の舗装又は砂利散布を行う事業及び広場の展圧又は芝張りを行う事業。

34 鉄道又は軌道新設事業

鉄道又は軌道の新設線の建設を行う事業。

35 建築事業（「38 既設建築物設備工事業」を除く）

建築物及び橋りょうの新設、改修、復旧、維持、解体等を行う事業及びこれらに付帯して行われる事業。

（例）ビル新築工事、家屋の新築・改築工事、鉄筋コンクリート造りの高架橋新設工事、建築物の新設に伴う給水・電話・電気等の設備工事、埋設以外の工法による送電線路建設工事、工作物の解体工事

38 既設建築物設備工事業

主として既設建築物内部において各種設備工事業を行う事業及び室内の塗装、建具の取付け、床張り及びその他の内装工事を行う事業。

*主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業は、「35 建築事業」に含まれる。

*建築物の新設に伴う内部設備工事業は、たとえ分割発注であっても、本分類から除かれ「35 建築事業」に分類される。

36 機械装置の組立て又は据付けの事業

各種機械装置の組立て又は据付けを行う事業及びこれに付帯して行われる事業。

（例）エレベーター、エスカレーター、ボイラー、空気調節機等の組立て又は据付け

37 その他の建設事業

ずい道、道路、鉄道等の改修、復旧、又は維持を行う事業等他に分類されない建設事業及びこれらに付帯して行われる事業。

（例）道路の改修工事、防波堤・岸壁の建設工事、造成工事、推進工法による管の埋設工事、河川・海面の埋立て工事

● 労務費率・労災保険率

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成24年4月1日～平成24年3月31日のもの		工事開始日が平成25年4月1日～平成25年3月31日のもの		工事開始日が平成26年4月1日～平成26年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～令和6年3月31日のもの				
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率			
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	103	18%	89	19%	79	18%	64	19%	34	
32	道路新設事業	21	15	20	16	20	11	19	11	19	11	
33	舗装工事業	19	11	18	10	18	9	17	9	17	9	
34	鉄道又は軌道新設事業	24	18	23	17	25	9.5	24	9	19	9	
35	建築事業 既設建築物設備工事業を除く	21	13	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5	
38	既設建築物設備工事業	22	14	22	15	23	15	23	12	23	12	
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに關するもの	40		38		40		38		38	
		その他のもの	22	9	21	7.5	22	6.5	21	6.5	21	6
37	その他の建設事業	24	19	23	19	24	17	24	15	23	15	

※業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」について

平成30年以降の労務費率及び労災保険率に誤りがあり、令和3年2月に修正を行いました。平成30年4月1日から令和3年1月31日までに開始した工事については、請負金額で算定した工事については労務費率を「18」、保険料率を「64」、賃金で算定した工事は保険料率を「62」として、それぞれ別々にご記入ください。

なお、令和3年4月1日以降に開始した工事は、労務費率「19」、保険料率「62」となっています。